



国立大学法人

長崎大学  
NAGASAKI UNIVERSITY

プレスリリース

令和元年10月1日

## 長崎大学職員の懲戒処分について

このたび、懲戒処分事案が発生し、職員に対し懲戒処分を決定いたしましたので、長崎大学における懲戒処分の公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1. 被処分者

病院事務補佐員（女性・40歳代）

#### 2. 処分内容

令和元年10月1日付け 懲戒 停職3月

#### 3. 事案の概要等

本事案については、令和元年7月23日に病院職員の就業情報管理システムの不正申告による給与の不正受給が発覚したものである。

平成30年1月23日から令和元年7月17日の間、出勤の事実がないにも関わらず、就業情報管理システム上で出退勤の打刻を行い、給与477,057円を不正に受給していたものである。

なお、被処分者は、不正受給した給与の全額を大学に返還した。

#### 4. 長崎大学長コメント

本学の職員が起こした事案は、誠実かつ公正に職務を遂行すべき職員としての義務違反であり、極めて不適切な行為であり、誠に遺憾であります。

大学として、今後このような行為がおこらないよう、再発防止のために必要な措置を講じていく所存です。

#### 【問い合わせ先】

長崎大学総務部人事課 伊藤

電話：095-819-2027